

特定非営利活動法人こらしさ会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人こらしさ(以下「当法人」という。)の会員(以下「会員」という。)が当法人の運営並びに諸事業に関して有する権利及び義務について定めるものとする。

(責務)

第2条 会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面で支え、静岡市内の包括ケアシステムの推進に寄与するよう努めなければならない。

(会費)

第3条 会員が定款第8条の規定により納入しなければならない会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員

個人 年会費 3,600円

団体 年会費 36,000円

(2) 賛助会員

個人 年会費 1,200円

団体 年会費 12,000円

2 年会費は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第4条 会員は、毎年当該年度の会費を年度が開始する日の属する月の末日までに納入するものとする。ただし、年度の中途に入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 初年度の会費は、入会した日の属する月の翌月から事業年度終の月までの月数で按分した額とする。

3 前2項の会費は、会員が年度の途中で退会しても返還しない。

(役割)

第5条 会員は、次の各号に掲げる役割を遵守するよう努めなければならない。

(1) 正会員は、当法人の総会へ出席すること。

(2) 正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動へ参加すること。

(特典)

第6条 会員は、当法人が発行する機関誌、メールマガジン、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、当法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規約の変更)

第8条 この規約は、総会の議決によって変更することができる。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。